

協定書（倉敷市市民企画提案事業）

1 事業名称	人と猫が共存できる地域の環境対策としての「地域猫活動」
2 事業概要	地域で猫の適正管理をする地域猫活動を進める為に、次の4つに取り組む。①猫で問題が起きている地域住民（不特定）を対象に、地域猫活動を紹介するセミナーを開催。②猫で問題が起きている地域住民（自治会）を対象に、地域猫活動の進め方に関する説明会の開催③地域猫活動モニター地区を選定し活動を実施。④アンケート調査（猫の数や、苦情の内容、活動の成果等）
3 事業実施期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
4 事業の詳細	事業計画書・収支予算書・役割分担書・組織運営体制のとおり
5 市の負担額(※)	50万円
6 その他	

倉敷市市民企画提案事業は、市民の皆さまと倉敷市が協働して事業実施することで、より効果的に、「協働」によるまちづくりをすすめ、地域課題の解決を図るためのものである。

倉敷市（以下「甲」という。）と倉敷地域ねこ活動をすすめる会（以下「乙」という。）は、次の条項により協定を締結する。

協定の締結を証するため、本証2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長 伊東香織

乙 倉敷市羽島778-6
倉敷地域ねこ活動をすすめる会
会長 亀山雅子

※ この協定書では、提案団体と市の対等な立場をより明確にするため、「市の負担額」と表現している。ただし、その性格は、公益上必要がある場合に市が交付する、地方自治法施行規則に定める「補助金」である。

(総則)

第1条 甲及び乙は、倉敷市市民企画提案事業実施要綱（以下「要綱」という。）、この協定書、この協定書に付属する事業計画書、収支予算書及び役割分担書並びに組織運営体制（以下、この協定書から組織運営体制までを総称して「協定書等」という。）に定めるところにより、それぞれの役割を誠実に果たすものとする。

2 甲は、役割分担書に記載する役割を分担するほか、事業計画を実施する上で必要な情報、資料等を乙に提供し、関係諸機関と連絡調整をするなど、乙に協力する。

3 乙は、役割分担書に記載する役割を分担するほか、事業の実施主体としての責任を負う。

4 協定書等に定めのない事項及び甲乙間に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(目的)

第2条 この協定書は、事業計画を甲又は乙が実施するに当たり、関係諸法令、要綱に定めるもののほか、適正に事業計画を実施する上で必要な事項を定めるものである。

(実施状況の調査等)

第3条 甲は、事業期間の全期間において、実地について調査し、又は乙に報告書の提出を求める（以下「調査等」という。）ことができる。

(事業報告書の提出、完了等検査)

第4条 乙は、事業完了後30日以内に要綱第13条に規定する実績報告書（市の負担額の精算書を含む。以下同じ。）を提出しなければならない。事業が何らかの事情により中止、実施不能となった場合も同様とする。

2 甲は、前項により乙から実績報告書を受領したときは、遅滞なく完了等検査を実施するものとする。

(報告会等)

第5条 乙は、甲が事業に関する報告会を開催する場合には、やむを得ない事情がある場合を除きこれに参加しなければならない。

(市の負担額の支払い)

第6条 市の負担額の支払いは、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）の規定による。

(市の負担額の精算)

第7条 乙は、事業終了後、甲が支払い済みの市の負担額に余剰金が出た場合は、余剰金を速やかに返納しなければならない。

2 乙は、頭書に定める市の負担額（上限額）を超えて、甲に追加の市の負担額を請求することはできない。但し、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(事業の中止)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の中止を命ずることができる。

(1) 乙が、正当な理由なく協定書等に定める役割を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めたとき

(2) 乙又はその代理人その他乙の構成員等が、第3条の調査等又は第4条の完了等検査の執行を妨げたとき、又は偽りその他不正の行為があると甲が認めたとき

(3) 自然災害その他不可抗力などにより、事業の実施が困難又は事業の成果が期待できなく

なつたと甲が判断したとき

(事業の中止に伴う措置)

第9条 乙は、前条第1号又は第2号に該当し、事業が中止された場合、甲が支払い済みの市の負担額の全額を直ちに返納しなければならない。

2 乙は、前条第3号に該当し、事業が中止された場合には、経過期間に係る市の負担額を精算しなければならない。

(損害賠償)

第10条 事業の実施に関して生じた乙の損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、事業の実施にあたり甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由又は天災地変等誰の責めでもない理由の場合は、この限りでない。

3 乙は、前項に定める損害賠償責任に対応するため、損害賠償保険などに加入するものとする。

(秘密の保持)

第11条 甲及び乙は、事業の実施上知り得た相手方の秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。事業終了後又は事業が中止した後も同様とする(以下この条及び次条において同じ。)

2 甲及び乙は、事業の実施上やむを得ず相手方の秘密を第三者に提供するときは、事前に相手方に届け出て承認を得なければならない。

3 甲及び乙は、相手方の秘密が漏洩や盗難等にあつた場合は、直ちに相手方に報告し、その指示に従わなければならない。

(個人情報保護)

第12条 甲及び乙は、倉敷市個人情報保護条例(令和12年倉敷市条例第6号。以下「保護条例」という。)の規定を遵守するとともに、保護条例第2条に規定する個人情報を適切に取り扱わなくてはならない。

(情報公開)

第13条 乙は、倉敷市情報公開条例(令和10年倉敷市条例第5号)に基づき、事業の実施状況、実施結果などについて情報公開請求がなされたときは、これに協力しなければならない。

2 乙は、事業の実施のため作成した文書を、事業終了後又は事業が中止した後5年間保管しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第14条 甲及び乙は、協定書等によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し又は担保に供してはならない。

役割分担書

市の役割	倉敷地域ねこ活動をすすめる会の役割
<p>【地域猫説明会に関する事】 資料作成への助言 説明に関する助言</p>	<p>【地域猫説明会に関する事】 日時・場所の調整 資料作成・配布 説明</p>
<p>【地域猫活動の申請に関する事】 申込書・誓約書の作成への助言</p>	<p>【地域猫活動の申請に関する事】 申込書・誓約書の作成 申込受付 個人情報の保護</p>
<p>【地域猫活動について】 TNR・地域猫トイレ・給餌場・猫の頭数等の 状況把握 町内会との調整</p>	<p>【地域猫活動について】 現地調査 TNR サポート 地域猫トイレ設置・管理への助言・サポート 給餌場の管理への助言・サポート 猫の頭数の把握</p>
<p>【アンケート調査に関する事】 アンケート内容に関する助言 アンケートの配布・回収の協力</p>	<p>【アンケート調査に関する事】 アンケート内容作成 アンケートの配布・回収 アンケート集計</p>
<p>【公開セミナーの企画・立案への支援】 実施場所の選定・確保 広報紙等への掲載に関する事 セミナー内容への助言 資料作成のための情報提供</p>	<p>【公開セミナーの企画・立案に関する事】 スケジュール策定 講師の選定 セミナー内容立案 資料の作成 広報用チラシの作成</p>
<p>【事業の総括に関する事】 実績報告書の作成への協力・支援</p>	<p>【事業の総括に関する事】 実績報告書の作成に関する事 事業実施経費の出納に関する事</p>
<p>【情報発信に関する事】 広報紙等への掲載に関する事</p>	<p>【情報発信に関する事】 ブログへの投稿</p>
<p>【関係課との連絡・調整に関する事】</p>	<p>【地域猫実施内容に関する相談】</p>
<p>【苦情処理に関する事】</p>	